

# (仮称)長野市農業振興条例骨子案に対する市民意見等の募集結果

## 1 趣旨

長野市議会では、農業及び農村の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、(仮称)長野市農業振興条例の制定を検討しています。(仮称)長野市農業振興条例骨子案に対して、市民の皆さんからご意見等を募集した結果をお知らせするものです。

## 2 募集期間

平成26年10月14日(火)～11月14日(金)(32日間)

## 3 募集方法

ながの市議会だよりにおいて意見募集についてお知らせし、市議会ホームページ、議会事務局(第一庁舎7階)、市役所行政資料コーナー(第一庁舎1階)、各支所(27支所)において、条例骨子案を公表し、郵送、ファクス、電子メール等でご意見等の募集を実施しました。

## 4 募集結果

(1) ご意見等の提出者数

9人(提出方法: 郵送1人、電子メール1人、特別委員会参考人7人)

(2) ご意見等の件数

11件

## 5 ご意見等に対する市議会(農林業振興対策特別委員会)の考え方

| 対応区分 | 対応方針                           | 件数(件) |
|------|--------------------------------|-------|
| 1    | 骨子案を修正・追加する。                   | 1     |
| 2    | 骨子案に盛り込まれており、修正しない。            | 0     |
| 3    | 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 | 9     |
| 4    | 検討の結果、骨子案に反映しない。               | 1     |
| 5    | その他                            | 0     |
| 合計   |                                | 11    |

## （仮称）長野市農業振興条例骨子案に対するご意見等及び ご意見等に対する市議会（農林業振興対策特別委員会）の考え方

### 1 市民の皆さんからのご意見等

| 整理<br>番号 | 骨子案の<br>該当箇所   | ご意見等の内容   | ご意見等に対する市議会<br>（農林業振興対策特別委員会）の考え方   | 対応区分・対応方針 |                                |
|----------|----------------|---|---|-----------|--------------------------------|
| 1        | 振興計画           | <ul style="list-style-type: none"> <li>大豆を地産で安く生産してほしい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例により、市、農業者、農業団体、事業者及び市民がそれぞれの責務と役割を果たし、地産地消の好循環が生まれ、活力ある農業、農村が確立されることが期待されています。今後、市では、農業振興施策を総合的、計画的に推進するため、新たに振興計画の策定に取り組んでいきます。</li> </ul>              | 3         | 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 2        | 振興計画<br>財政上の措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域農業の活性化を担う農業者が拡大するためにも、それぞれの地域の実情に沿った「振興計画」と、予算の重点的な配分、市及び農業公社職員による農業者目線に立った細やかな指導が必要であると考えます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例では、市及び農業団体がそれぞれの責務を果たし農業振興に取り組むとともに、立地条件等の地域の状況を踏まえつつ、総合的、計画的に農業振興施策を実施するため、新たに振興計画を策定することとしています。さらに、財政上の措置については、農業振興に関して必要な予算措置を講ずるよう定めています。</li> </ul> | 3         | 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |

## 2 農林業振興対策特別委員会（11月4日開催）の参考人からのご意見等

| 整理番号 | 骨子案の該当箇所        | ご意見等の内容   | ご意見等に対する市議会（農林業振興対策特別委員会）の考え方   | 対応区分・対応方針                        |
|------|-----------------|---|---|----------------------------------|
| 1    | 農業団体の責務         | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業団体の責務について、農業振興に当たっては、農業団体は主体となって取り組んでいかなければならないため、条文では「努める」ではなく、「しなければならない」としてもよいのではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各農業団体によって果たしている役割が多様であり、義務付けを強化することによって、過度な負担になることも考えられるため、各農業団体に応じた役割を果たしていただくという意味で、努力規定としているものです。</li> </ul>                            | 4 検討の結果、骨子案に反映しない。               |
| 2    | 農業団体の責務         | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業団体の責務について、農業団体は、時期に応じた生産技術や農産物の価格（市況）、あるいは農業に関する制度改正や事業予定など、農業者にとって必要な情報提供を行っており、重要な役割として認識している。このことから、責務の中に農業者への農業に関する情報提供について記載することによって、農業団体の役割がより鮮明になると思う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業団体が農業者に対して行っている情報提供は、農業者にとって農業を営む上で欠かせない情報源となっていることから、検討した結果、農業団体の責務に「農業者に必要な農業に関する情報提供を行うとともに」を追加することとします。</li> </ul>                   | 1 骨子案を修正・追加する。                   |
| 3    | 施策の基本方針         | <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の基本方針の説明欄で、専業農家だけでなく、兼業農家や自給的農家の小規模農家、新規就農者、退職後の就農者、女性就農者、ボランティアなどの多様な担い手を確保、育成するところが大変良いと思う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市農業は、専業農家だけでなく、兼業農家、自給的農家などの小規模農家によって支えられていることから、条例の基本方針において、農業の多様な担い手の確保及び育成を定めています。具体的な施策については、今後の振興計画の中で検討したいと考えています。</li> </ul>       | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 4    | 施策の基本方針<br>振興計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟市アグリパークや伊那市のみはらしファームのような体験型農業を実施してほしい。そういう施設の中で、農業体験、地産地消、行事食、伝統食を推進したらどうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例の基本方針において、地産地消の推進を定めておりますが、そのためには、まず農業や農作物への理解が必要であると考えています。農業体験などを通じて、農業や農作物への理解が促進されるよう、具体的な施策については、今後の振興計画の中で検討したいと考えています。</li> </ul> | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 5    | 施策の基本方針<br>振興計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の所得が安定しないことには、農業後継者も育成できないし、耕作放棄地の解消にもつながらないと思う。骨子案の前文にも、「輸入農産物の増加に伴う価格への影響」とあるが、それに対する対策について、条例又は振興計画に盛り込むことはできないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>営農を継続する上で、農業所得の向上を図ることは重要な課題です。条例では、基本方針の中で収益性の高い農業を推進することとしておりますので、具体的な施策については、振興計画の中で検討したいと考えています。</li> </ul>                            | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |

| 整理番号 | 骨子案の該当箇所        | ご意見等の内容   | ご意見等に対する市議会（農林業振興対策特別委員会）の考え方  | 対応区分・対応方針                        |
|------|-----------------|---|--|----------------------------------|
| 6    | 施策の基本方針<br>振興計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>山が荒れてくると、山の保水能力も低下してくるので、定義にもあるとおり多面的機能の充実に力を入れてほしい。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念においては、農村の多面的機能が十分に発揮されるよう振興が図られなければならないこと、また、基本方針においては、農業及び農村が有する多面的機能が発揮されるよう支援を行うことをそれぞれ定めています。具体的な施策については、今後の振興計画の中で検討したいと考えています。</li> </ul>         | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 7    | 振興計画            | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに策定する振興計画は、長野市農業に関する中長期的なビジョンや展望を持った内容にしてほしい。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例は、本市農業の将来を見据えた体系的で、実効性のある農業振興を推進するために制定するものです。振興計画は、この条例に基づいて策定されることから、本市農業の中長期的な視点に立って施策を展開する内容にしなければならないと考えています。</li> </ul>                           | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 8    | 振興計画<br>財政上の措置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>長野市の農業振興の柱は果樹栽培なので、政策の方向性を定めて、振興する品目については、思い切った振興策、財政上の措置をとってほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針において、「地域の特性を生かした農産物及び加工品の付加価値を高める」ことを定めています。この基本方針に基づき、今後の振興計画において、具体的な施策の方向性を検討したいと考えています。また、この条例では、財政上の措置について、農業振興に関して必要な予算措置を講ずるよう定めています。</li> </ul> | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |
| 9    | 推進体制の整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制の整備については、具体的にどのような形で農業者、農業団体等と連携して、推進体制を構築していくのか。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興を推進するためには、市、農業者、農業団体が連携し協力して取り組むとともに、事業者や市民の皆さんの協力が必要であることから、条例に推進体制の整備について定めています。推進体制の具体的な在り方については、今後の振興計画の中で検討したいと考えています。</li> </ul>                  | 3 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。 |